

令和2年5月26日

保護者各位

湯河原町こども支援課長
湯河原町立保育園長

緊急事態宣言解除後の保育所の利用について

本町の保育行政の推進につきまして、日ごろからご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

国の緊急事態宣言が5月25日に解除されましたが、町立保育園におきましては、5月31日までは引き続き登園自粛期間といたします。

6月1日（月）からは通常開園となりますが、感染予防や長時間の保育の再開による子どもへの負担を避ける観点から、仕事を休むことが可能な場合はご家庭での保育を、勤務の調整が可能な場合は短時間での利用など、必要最小限での利用をお願いいたします。

なお、登園を再開される方は、給食の準備の都合上、5月28日（木）までに保育園に連絡をお願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び適切な保育の実施のため皆様お一人おひとりのご協力をお願いします。

保護者の皆様におかれましては、お子様の体調管理にご留意いただき、外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手洗いをするなど、感染拡大防止にご協力をお願いします。

問合せ先

湯河原町こども支援課

電話 63-2111（内線 331・332）